

## Web 完結型マイプラン

(2021年4月1日現在)

商品名	Web 完結型マイプラン(カードローン)
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たしている個人の方</p> <p>① 満20歳以上、満65歳未満の方</p> <p>② 近畿2府4県に居住または勤務されている方</p> <p>③ 同一勤務先に1年以上勤務されている方</p> <p>④ 安定継続した収入があり、前年税込年収が150万円以上の方</p> <p>⑤ その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方</p> <p>※個人事業主、家族従業員、法人代表者、年金生活者、専業主婦の方は、ご利用いただけません。</p> <p>※当金庫のカードローン(ろうきん教育ローン(カード型)を除く)をすでにご契約されている方は、ご利用いただけません。</p> <p>※ご融資実行時には、近畿勤労者互助会に加入していただきます。(お申込人自身が生協組合員の方は除きます。)</p>
ご融資金のお使いみち	<p>生活資金等の目的にご利用いただけます。</p> <p>(事業資金・投機、投資目的資金・負債整理資金は除きます。)</p>
ご融資限度額	<p>30万円・50万円・100万円</p> <p>※雇用形態によって異なる場合がございます。</p>
ご契約期間	<p>1年ごとの自動更新となります(更新審査があります)。なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともございます。</p> <p>※ 満70歳に達した後、最初に到来する契約満了日をもって貸越を停止し、原則として満76歳までにご完済いただきます。</p>
お申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿ろうきんのホームページ上でお申込いただき、引続き、保証機関の受付フォームにて必要事項の入力、本人確認書類等のアップロードをしていただきます。</li> <li>・手続き完了後、審査を開始します。</li> <li>・審査結果は、保証機関よりメールにてご連絡させていただきます。</li> <li>・審査結果が承諾の方は、保証機関の専用ページにて、契約内容の確認、ローンカード暗証番号の登録をしていただきます。なお、ローンカードは、所定のお手続き完了後、ご自宅へ郵送させていただきます。</li> <li>※近畿ろうきんにて普通預金口座のご契約が無い方は、事前に返済用普通預金口座の開設をしていただく必要がございます。</li> </ul>
ご利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web完結型マイプランのローンカードを利用して、全国のろうきんやセブン銀行・イオン銀行・ゆうちょ銀行・ローソン銀行・MICS 加盟の金融機関(都銀・信託銀・地銀・第二地銀・信金・信組・JA)等の ATM・CD 機でお引き出しいただけます。手数料は実質無料でご利用いただけます。</li> <li>・ろうきんダイレクト(インターネットバンキング・テレフォンバンキング)による登録口座(当金庫内の普通預金)への資金移動もご利用いただけます。</li> </ul>

<p><b>ご融資金利</b></p>	<p>・変動金利となります。</p> <p>※金利は、既往分も含めて年4回(改定日:2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)当金庫が定める「近畿労プラ連動カードローン基準金利」を基準に見直しを行い改定します。</p> <p>また、改定後の金利適用は以下のとおりとなります。</p> <p>① 改定日に貸越残高がある場合は、改定月の約定返済日より適用となります。</p> <p>② 改定日に貸越残高がない場合は、改定日直後の貸越日より適用となります。</p> <p>※利率については、営業店窓口にお問合わせください。</p> <p>また、ホームページにも融資金利一覧表がございますので、ご覧ください。</p>																		
<p><b>お利息の計算方法</b></p>	<p>・貸越金の利息は、付利単位を100円として、毎月定例返済日(ろうきんが休日の場合は翌営業日)に当金庫所定の利率によって計算の上、貸越元金に組入れるものとします。</p> <p>・利息の計算は、平年うるう年に関係なく、元金残高×日数×利率÷365の算出により行うものとします。</p>																		
<p><b>保証料</b></p>	<p>お借入金利に含まれています。</p>																		
<p><b>契約印紙代</b></p>	<p>不要です。</p>																		
<p><b>ご返済方法</b></p>	<p>・毎月返済(均等返済)または毎月定例・ボーナス増額返済(均等加算併用返済)からお選びいただけます。</p> <p>※ 毎月定例・ボーナス増額返済(均等加算併用返済)は、ご利用限度額100万円についてご利用いただけます。</p> <p>・毎月の返済額は、下表のとおり、お申込みになったご利用限度額により決定します。</p> <p><b>&lt;定例返済額&gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="453 1048 1214 1352"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ご利用限度額</th> <th rowspan="2">毎月返済額 (均等返済額)</th> <th colspan="2">毎月・ボーナス増額返済 (均等加算併用返済)</th> </tr> <tr> <th>毎月返済額 (均等返済額)</th> <th>増額返済額 (加算返済額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>15,000円</td> <td>10,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 加算返済月は、毎月返済額と増額返済額の合計金額が約定返済額となります。</p> <p>・お客さまがあらかじめ設定された返済日に、近畿ろうきんの返済用普通預金口座から返済額を引落す方法によりご返済いただけます。初回返済日は、貸越発生日の次々回約定返済日となります。なお、ご返済日が当金庫の休業日の場合、その翌営業日の引落しとなります。</p> <p>・ご返済日までに返済用普通預金口座への入金が必要となります。入金がなく、残高不足となった場合は、当金庫が定める延滞利息が発生します。</p> <p>・借入残高がなくなると、いったん定例返済は終わります。再度の利用があった場合に改めて定例返済(初回返済日は、貸越発生日の次々回約定日)が始まります。</p> <p>・Web完結型マイプランのローンカードによる繰上返済も可能です(手数料不要)。</p> <p>また、ろうきんダイレクト(インターネットバンキング・テレフォンバンキング)を利用して、登録口座(当金庫の普通預金)からカードローンへの振替入金もできます。</p> <p>・返済開始月や返済日等、くわしくは、お取引店にお問合わせください。</p>	ご利用限度額	毎月返済額 (均等返済額)	毎月・ボーナス増額返済 (均等加算併用返済)		毎月返済額 (均等返済額)	増額返済額 (加算返済額)	30万円	5,000円	5,000円	—	50万円	10,000円	10,000円	—	100万円	15,000円	10,000円	30,000円
ご利用限度額	毎月返済額 (均等返済額)			毎月・ボーナス増額返済 (均等加算併用返済)															
		毎月返済額 (均等返済額)	増額返済額 (加算返済額)																
30万円	5,000円	5,000円	—																
50万円	10,000円	10,000円	—																
100万円	15,000円	10,000円	30,000円																
<p><b>保証機関</b></p>	<p>(一社)日本労働者信用基金協会による保証となります。</p>																		

連帯保証人	不要です。				
担保	不要です。				
お取引店	原則、お客さまの勤務先住所を基準として、その最寄りの営業店をお取引店とさせていただきます。				
契約変更	ご融資限度額の増額等の契約変更は、お取引店、もしくはその他営業店へお申し出ください。近畿ろうきんのホームページでは受付しておりません。				
苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問合せ)	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【近畿労働金庫 お客さまセンター】</b>  受付時間:平日 9:00～18:00 電話番号:0120-191-968</p> <p>※「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」の資料をご用意しておりますので、ご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</p>				
紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。</li> <li>下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td><b>【公益社団法人 民間総合調停センター】</b></td> </tr> <tr> <td>受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td><b>【弁護士会】</b></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「東京弁護士会紛争解決センター」  受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031</li> <li>「第一東京弁護士会仲裁センター」  受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588</li> <li>「第二東京弁護士会仲裁センター」  受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:0120-177-288)」へお問合せいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。  なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問合せください。</p>	<b>【公益社団法人 民間総合調停センター】</b>	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644	<b>【弁護士会】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京弁護士会紛争解決センター」  受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031</li> <li>「第一東京弁護士会仲裁センター」  受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588</li> <li>「第二東京弁護士会仲裁センター」  受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249</li> </ul>
<b>【公益社団法人 民間総合調停センター】</b>					
受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644					
<b>【弁護士会】</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京弁護士会紛争解決センター」  受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031</li> <li>「第一東京弁護士会仲裁センター」  受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588</li> <li>「第二東京弁護士会仲裁センター」  受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249</li> </ul>					

## (注)

- お申込にあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
- 審査の結果によっては、ご融資をお断りする場合もございます。
- 生協組合員とは、当金庫と覚書等を締結している生協の組合員、もしくはその同一生計家族の方です。
- 一般勤労者とは、近畿2府4県にお住まいまたは勤務されているお客さまのことです。  
ただし、出資いただいている労働組合等に所属されている場合は、会員組合員の取扱となります。